

資料3

情報取扱注意事項

(秘密の保持)

第1条 乙は、業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業員の監督)

第3条 乙は、従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業員に対し、京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報の適正な管理が図られるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託の制限)

第4条 乙は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾を得て業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第5条 乙は、業務の処理において取り扱う個人情報を利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第6条 乙は、業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第4条第1項のただし書に基づき、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせたときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第7条 乙は、業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(提供した資料の返還義務)

第8条 乙は、業務が完了し、その成果物を甲に引き渡すときは、甲が業務の処理のために提供していた個人情報が記録された資料についても、甲に返還しなければならない。

(個人情報の取扱及び管理状況の報告義務)

第9条 乙は、甲が提供する個人情報管理チェックシートにて、個人情報の管理状況を甲に報告しなければならない。

(事故の発生の報告義務)

第10条 乙は、業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損及び盗難等の事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害の負担)

第11条 当該契約に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて乙の負担とする。ただし、損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 乙が個人情報の適正な管理及び従業者への適切な監督を行っていないときは、甲は、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。

3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。